

19年6月1日まで



施行前

免許の種類	普通免許	大型免許	
自動車の種類	普通自動車	大型自動車	大型自動車 (特に大きな車両)
車両総重量	⑧トン未満	⑧トン以上 11トン未満	11トン以上
最大積載量	⑤トン未満	⑤トン以上 6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	10人以下	11人以上 29人以下	30人以上
受験資格	18歳以上	20歳以上 免許期間2年以上	21歳以上 免許期間3年以上

中型免許(中型自動車)が新設され、赤○印が変更されました。

19年6月2日から



施行後

免許の種類	普通免許	中型免許	大型免許
自動車の種類	普通自動車	中型自動車	大型自動車
車両総重量	⑤トン未満	⑤トン以上 11トン未満	11トン以上
最大積載量	③トン未満	③トン以上 6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	10人以下	11人以上 29人以下	30人以上
受験資格	18歳以上	20歳以上 免許期間2年以上	21歳以上 免許期間3年以上

免許期間2年以上とは、免許を受けていた期間(免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して2年以上必要です。  
 免許期間3年以上とは、免許を受けていた期間(免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年以上必要です。  
 ◎ 普通、中型、大型の第二種免許は、いずれも21歳以上、免許期間3年以上の受験資格が必要です。

法律施行前の普通免許を持っている方は、法律施行後(6月2日以降)に免許証を更新すると、  
 中型免許(免許条件欄に「中型車は中型車(8t)に限る」と表記)になります。

6月1日までに取得した方の  
 普通免許は中型免許になる!

更新前

普通

6月2日以降に更新した場合

中型車は中型車(8t)に限る

中型

※「中型車は中型車(8t)に限る」とは、車両総重量8t未満、最大積載量5t未満及び乗車定員10人以下に限った中型自動車を示します(法律施行前の普通免許で運転できる車の範囲と同じです。)

19年6月1日までに普通免許を取得した方の運転免許証は、

6月2日より中型免許(免許条件欄に「中型車は中型車(8t)に限る」と表記)になります。

<<< 最短 5時限(AT限定の方は9時限)で「審査」限定解除が可能です!(マイクロバスの運転が出来ます)>>>

改正前の普通免許又は大型免許を受けている方は、改正後も同じ範囲の自動車を運転できます。

(例えば、改正前の普通免許を受けている方は、車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満及び乗車定員10人以下の限定が付された中型免許とみなされます。)

大型免許の最短教習時間は、30時限になります。(普通免許<限定なし>所持者)

但し、平成19年6月1日までに普通免許を取得した方は、中型免許(免許条件欄に「中型車は中型車(8t)に限る」と表記)になり最短教習時間は、20時限になります。